

平成28年7月22日

株 主 各 位

東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
クラウドゲート株式会社
代表取締役社長 藤田一郎

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年8月7日（日曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年8月8日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
第7東ビル 1階 『会議室』
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 当社と株式会社日本創発グループの株式交換契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.crowdgate.co.jp>）に掲載させていただきます。

本臨時総会の決議内容につきましては、書面送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.crowdgate.co.jp>）への掲載のみをもって提供させていただきますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 当社と株式会社日本創発グループの株式交換契約承認の件

当社は、平成28年7月7日開催の取締役会において、株式会社日本創発グループ（以下「日本創発」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、平成28年7月7日に両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日（平成28年9月10日予定）をもって、株式会社日本創発グループは当社の完全親会社となります。

また、当社は、株式会社日本創発グループの完全子会社となります。

1. 本株式交換を行う理由

当社グループの事業領域であるデジタルコンテンツ市場は、スマートフォンの普及により、これらに対応するソーシャルゲーム等の通信系コンテンツの市場が拡大しております。このような事業環境のなか、当社グループは、「『創る』を支援する」を経営理念に掲げ、クリエイターの活躍する場を提供するとともに、クリエイターの技術向上に取り組むなど、幅広くクリエイタービジネスを展開しております。法人受託業務では、受託制作にとどまらず、クライアントの幅広いニーズに対応し、ビジュアル表現に関する監修や、3Dイラスト等の技術者や外注事業者とのプロジェクトチームを組成するなど、状況に応じた付加価値の高いサービスを提供することで、制作全般に渡る大型受注を増やしてまいりました。

日本創発及びそのグループ企業（以下「日本創発企業グループ」といいます。）は、クリエイティブサービス業界において、「クリエイティブをサポートする企業集団」として印刷業界の枠にとらわれずに幅広いビジネス展開を積極的に推進しております。スマートフォンや、タブレットの普及、モバイル通信等のインターネット環境の拡大化の影響を受けて急速に多様化したクリエイティブニーズに対して、日本創発企業グループは、グループ各社が専門とする技術及びノウハウと、最新設備を備えたグループインフラを駆使して、確かなカタチとしてご提供しております。また、ワンストップで様々なプロフェッショナルサービスを提供できるようグループ間の支援体制を整え、ソリューション営業の強化を図っております。

本株式交換により、両社の持つ経営資源を相互に活用することによって、顧客に対し、サービスのラインナップの増加及び既存サービスにおける付加価値の向上を実現させる可能性が高く、クラウドゲート及び日本創発企業グループ相互の企業価値の向上が図れるものと考えております。以上のような理由により、本株式交換は、当社の株主が日本創発の株式を保有することにより、当社株主の期待に応えるとともに、日本創発の株主の期待にも応えられるものと考えております。

2. 本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社日本創発グループ（以下「甲」という。）および クラウドゲート株式会社（以下「乙」という。）は、平成 28 年 7 月 7 日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、甲および乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社および株式交換完全子会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社日本創発グループ

住所：東京都荒川区東日暮里六丁目 41 番 8 号

乙（株式交換完全子会社）

商号：クラウドゲート株式会社

住所：東京都千代田区神田佐久間町一丁目 9 番地

第 3 条（本件株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済普通株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の各株主（但し、甲を除く。）の所有する乙の普通株式の合計数に 4 を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載または記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 4 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は会社法第 234 条の規定に従い処理する。

第 4 条（自己株式の消却）

乙は、法令に従い、基準時まで保有することとなる自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- （1）増加する資本金の額 0 円
- （2）増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- （3）増加する利益準備金の額 0 円

第6条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年9月10日とする。但し、本件株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項および会社法施行規則第197条に定める数以上の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合は、甲および乙は協議し合意の上、その対応を決定するものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会において本契約の承認を求めるものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲および乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（本件株式交換の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態若しくは経営成績または権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲および乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成28年6月30日現在の甲の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり金6円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。

第11条（本契約の効力）

本契約は、甲の第7条第1項但書に定める場合における会社法第795条第1項による株主総会および乙の第7条第2項に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合または法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲および乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月7日

甲 東京都荒川区東日暮里六丁目41番8号
株式会社日本創発グループ
代表取締役社長 鈴木 隆一

乙 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
クラウドゲート株式会社
代表取締役社長 藤田 一郎

（株式交換契約書は以上）

3. 会社法施行規則第184条第1項各号（第5号および第6号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

一 交換対価の相当性に関する事項

交換株式の総数または総額の相当性に関する事項

（1）本株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本創発 （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	4
本株式交換により交付する株式数	日本創発普通株式：489,828株（予定）	

（注1）株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、日本創発の普通株式4株を割当交付とします。なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付する日本創発の株式数

本株式交換により交付される日本創発の普通株式 489,828株（予定）

日本創発は、本株式交換に際して、本株式交換により日本創発が当社発行済株式（平成28年7月7日に、当社が発行している全ての新株予約権（新株予約権の数は37,000個、新株予約権の目的たる株式の種類は普通株式であり、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株であります。）が行使されており、当社の発行済み株式は122,457株であります。）の全部を取得する時

点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社に普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数の日本創発の普通株式を割当交付いたします。

なお、割当て交付する日本創発の普通株式は当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。

また、当社は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時までに当社が保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）を基準時の直前時をもって消去する予定であります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、日本創発の単元未満株式（100 株未満株式）を保有することになる当社の株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生以降、以下の制度をご利用いただくことができる予定であります。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

i. 単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、日本創発に対し、保有される単元未満株式の買取りを請求することができる制度であります。

ii. 単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項および日本創発の定款の規定に基づき、日本創発の単元未満株式を保有する株主様が、日本創発に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを日本創発から買い増すことができる制度であります。

（2）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、当社は独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、公認会計士宮園事務所（以下「宮園事務所」といいます。）を選定いたしました。

一方、日本創発は、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社プロジェクト（以下「プロジェクト」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。

（3）算定の経緯

当社は、宮園事務所の交換比率の算定を参考に、日本創発は、プロジェクトの株式交換比率の算定を参考に、それぞれ両社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について、重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

(4) 算定機関の名称及び当時会社との関係

当社の第三者算定機関である宮園事務所及び日本創発の第三者算定機関であるプロジェクトは、いずれも、当社及び日本創発の独立した算定機関であり、当社及び日本創発の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 算定の概要

宮園事務所は、当社の株式価値評価にあたり、これまでの当社の事業活動の推移や財務の状況などから、一般的に公正であると言われる評価方法の中から、将来の各期において企業が生み出すキャッシュ・フローが企業価値であるという考え方を基に株主価値を算出する方法であるDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法を適用することが妥当と判断しております。一方、日本創発は、上場企業であり、交換比率を算出するにあたり、平成28年5月31日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を算出し、DCF法により算出された当社企業価値を発行済株式数で除した一株当たり企業価値と比較し、以下の株式交換比率を算出しました。

当 社	日本創発	株式交換比率
DCF法	市場株価平均法	3.98 ～ 4.97

宮園事務所は、交換比率算定に際して、当社から提出された事業計画が当社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。そのため、宮園事務所は当社が提出した事業計画の確実性の審査を目的としておらず、事業計画に使用された前提条件の妥当性などを判断する立場にはなく、事業計画が一般に公正妥当と認められている表示基準に準拠しているかについて意見を表明しておりません。また、宮園事務所は、当社に対して企業精査手続きは実施しておらず、当社より提供された情報全てが正確かつ完全であることを前提としております。そのため、当社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含む。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。宮園事務所の交換比率の算定は、平成28年5月31日を基準日として作成されており、その時点における一般的に公正妥当と考えられる手法により、行われております。よって、当社より提供した情報に重大な誤りが存在する場合、又は、開示のない事実、基準日以降に発生した事項によっては、意見書作成の基礎となる株式価値評価額及び株式交換比率が大きく異なる可能性があります。

プロジェクトは、上場会社である日本創発株式会社については、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行い、一方、当社の株式については、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を反映させるため、DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法による算定を行いました。なお、DCF法による算定にあたり前提とした事業計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。プロジェクトによる日本創発株式1株に対する当社普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果の概要は、以下のとおりです。

	日本創発	当社	株式交換比率
①	市場株価平均法	DCF法	3.86 ～ 4.49
②	市場株価平均法	類似会社比較法	3.63 ～ 4.44

また、各評価方法による株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

	評価方法	1株当たり株式価値
日本創発	市場株価平均法	578円～604円
当社	DCF法	2,332円～2,596円
	類似会社比較法	2,195円～2,567円

なお、市場株価平均法については、最近における日本創発株式の市場取引状況を勘案の上、平成28年7月6日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用いたしました。

プロジェクトは、株式交換比率の算定に際して、各当事者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各当事者とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含む。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事者の財務予測に関する情報については、各当事者の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。プロジェクトの株式交換比率の算定は、平成28年7月6日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

二 交換対価について参考となるべき事項

1. 株式交換完全親会社の定款の定め

日本創発の定款は、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.crowdgate.co.jp>）掲載「株式交換に係る事前開示事項」記載の【別紙2】をご参照ください。

2. 交換対価の換価の方法に関する事項

(1) 交換対価を取引する市場

東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場

(2) 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

全国各証券会社

(3) 交換対価の譲渡その他の処分に関する制限

単元未満株式の取扱い

本株式交換である日本創発の株式は、100株を1単位とする単元株であります。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。このため、日本創発の単元未満株式（100株未満株式）を保有することになる当社の株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生以降、「1. 交換株式の総数または総額の相当性に関する事項（1）本株式交換に係る割当ての内容（注）3. 単元未満株式の取扱い」に記載の」の制度をご利用いただくことができる予定であります。

3. 交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

日本創発の普通株式の東京証券取引所 J A S D A Q スタンダード市場における株価推移は、次のとおりであります。

(単位：円)

月 別	平成 28 年 1 月	平成 28 年 2 月	平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月	平成 28 年 5 月	平成 28 年 6 月
最高株価	638	625	590	589	570	598
最低株価	578	573	549	555	510	513

東京証券取引所 J A S D A Q スタンダード市場における日本創発の普通株式の最新の市場株価については、株式会社日本取引所グループのウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>)にてご覧いただけます。

4. 日本創発の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容 いずれの事業年度についても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

なお、日本創発は、平成 27 年 1 月 5 日に単独株式移転により東京リスマチック株式会社の完全親会社として設立したため、平成 27 年 12 月期が第 1 期となります。よって平成 26 年 12 月期以前については、東京リスマチック株式会社として有価証券報告書を提出しております。

三 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

四 計算書類等に関する事項

日本創発の最終事業年度（平成 27 年 12 月期）に係る計算書類等の内容

日本創発の最終事業年度（平成 27 年 12 月期）に係る計算書類等の内容は、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.crowdgate.co.jp>）掲載「株式交換に係る事前開示事項」記載の【別紙 5】をご参照ください。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社株式の交換に伴い、株主名簿管理人の設置が必要となったことから当社定款第8条（株主名簿管理人）の規定を設置することといたします。

なお、株主名簿管理の取扱い変更の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

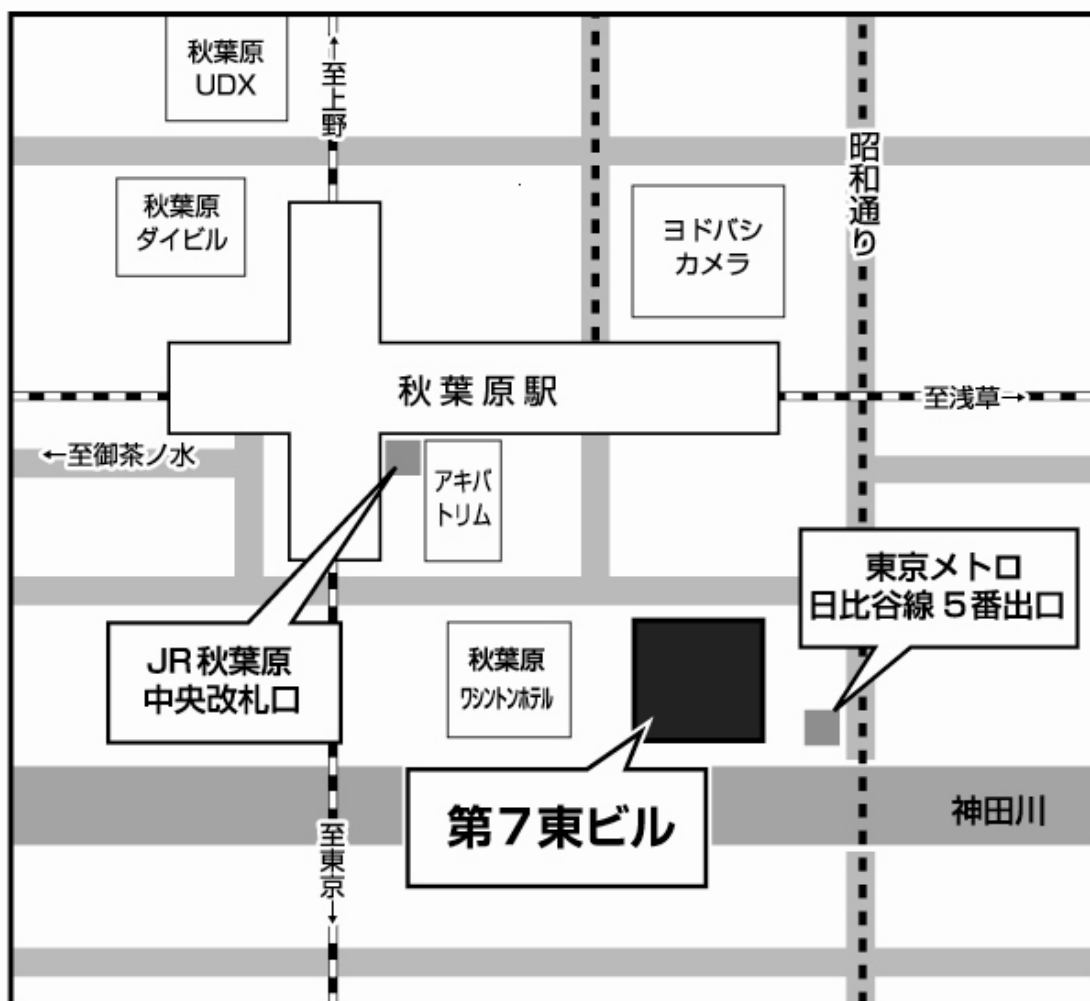
現行定款	変更案
第2章 株 式 (中略) <u>(新設)</u>	第2章 株 式 (中略) <u>(株主名簿管理人)</u>
(株式取扱規則) 第 <u>8</u> 条 (以下、条文記載省略)	<u>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規則) 第 <u>9</u> 条 (以下、条数繰下げ)

以 上

メ モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
第7東ビル 1階 『会議室』
TEL 03-5209-1173



交通：JR線「秋葉原駅」下車、中央改札口を出てから徒歩3分。